

# 看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

<2025年7月1日現在>

## 1 事業者の概要

法人名 医療生協さいたま生活協同組合  
法人所在地 埼玉県川口市木曽呂 1317  
電話番号 048-294-6111  
代表者氏名 増田 剛

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業の種類 看護小規模多機能型居宅介護  
事業所名 ケアホームかがやき  
事業所所在地 埼玉県川口市西青木 5-1-40  
事業所電話番号 049-251-0167  
管理者名 伊東 希実枝  
開設年月日 令和4年3月1日

### (2) 事業の目的

住み慣れた家・街・地域で生活を継続できるように、利用者の方の状態や必要に応じて「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」の4つのサービスを組み合わせて提供いたします。

### (3) 当事業所の運営方針

利用者の状態や必要に応じて、「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」のサービスを組み合わせて提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (4) 定員

登録定員 29人  
通い 18人  
泊まり 9人

### (5) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備を用意しています。泊りサービスで利用される居室は個室を用意していますが、2人部屋をご希望の際はその旨をお申し出ください。ただし、利用者の心身の状態や、部屋の空き状況により希望に添えないこともあります。

居室・設備	個室	食堂・ホール	台所	浴室	トイレ
	9部屋	1部屋	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
消防	各要所への火災報知器、消火器、スプリンクラーの設置				

上記は、厚生労働省が定める基準により看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

### 3 事業実施地域および営業時間

(1) 事業の実施地域 川口市内

(2) 営業日および営業時間

営業日	年中無休
通所介護	月～日 基本 9：00～16：00
訪問介護・看護	24 時間体制
宿泊介護	月～日 16：00～9：00

### 4 職員の配置状況

主な職員の配置状況

※職員の配置については指定基準を厳守しています。

職種	資格	職員数	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	管理業務 介護業務
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	サービス計画作成等の 介護支援業務
介護職員	介護福祉士等	8名以上	通い、泊り、訪問等の 介護業務
看護職員	看護師	2.5名以上	健康チェック、健康相談等の 看護業務

2025年7月1日現在

### 5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、2つのサービスがあります。

- ・利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付の対象サービス）
- ・利用料金の金額を契約者に負担していただく場合（介護保険給付の対象とならない場合）

#### (1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、保険者の定める利用者負担の割合の額とします。利用者の状態や必要に応じて、各項の具体的なサービスの内容、頻度を看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

#### 【サービス概要】

##### ● 「通い」サービス

###### ① 食事

- ・食事の提供および食事の介助を行います。
- ・調理・配膳などを職員と行うことができます。
- ・食事の利用は任意です。

###### ② 入浴

- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪・洗身の介助を行います。

- ・浴室にて安全なサービスを心がけます。
- ③ 排泄
- ・利用者の状態に応じた介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。
- ④ 機能訓練
- ・日常生活動作を通してリハビリを行います。
  - ・趣味活動を通して知能回復、能力回復をめざします。
  - ・地域交流を通して、社会活動に参加します。
- ⑤ 健康チェック
- ・血圧測定、体温測定など利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 送迎サービス
- ・自宅から事業所までの距離や、利用者の方の心身の状態に合わせ、安全に配慮した送迎を行います。
- ⑦ 相談・助言など
- ・窓口を常設して対応いたします。
- 「泊まり」サービス
- 事業所に宿泊していただき、食事や排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- 「訪問介護」サービス
- ・利用者の自宅に訪問し、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練を提供します。
  - ・訪問介護サービスの提供にあたって、医療行為はいたしません。
- 「訪問看護」サービス
- ① 病状、障害の観察
  - ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事および排泄等、日常生活の世話
  - ④ 床ずれの予防、処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症患者の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑨ その他医師の指示による医療処置
- サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
- ① 利用者もしくはその家族からの金銭または物品の授受。
  - ② 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
  - ③ その他、利用者もしくはその家族に行う迷惑行為。
- 訪問介護、訪問看護サービス提供にあたって必要な備品（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります。

### 【サービスの概要】

- 食事代 (朝食 500 円 昼食・おやつ 650 円 夕食 600 円)
- 宿泊代 一泊 3,500 円

- 電気使用量（1品1日） 50円 持ち込みの場合
- オムツ代（紙オムツL 125円 紙オムツM 115円 リハビリパンツ 155円  
尿取りパット 20円）

#### 【その他の実費利用料】

- ・レクリエーション費(個人を対象にした必要経費),材料費,交通費,入場料等
- ・医療品費(個人が使用するもの)
- ・賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費
- ・個人記録の複写にかかる費用
- ・その他上記以外の個人のために供する物品
- ・宿泊キャンセル料金
- ・ご遺体の処置料

#### (3) サービス利用料金

- ・利用契約書別紙をご参照ください。

#### (4) 利用料金の支払方法

- ① 当月の（1）（2）の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、請求書を送付いたします。翌月27日に利用者・家族いずれかの名義の金融機関口座からの口座振替によりにお支払いください。お支払い確認後に、領収書を発行いたします。
- ② 連帯保証人  
本契約の契約者には身元引受人を連帯保証人とし、他に1人、合わせて2人の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は契約者が支払う利用料金等について、連帯しその責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がいないことをもって、サービスは拒まれません。

#### (5) 利用の中止、変更、追加

- ① 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本とし、利用者の状態や必要に応じて、通い、訪問介護、訪問看護、泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
- ② 予定利用日の前に利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ③ 介護保険の対象になるサービスについての利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの回数を変更された場合も、1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、当日8時半までに連絡が無い場合は、食事代（別紙）をいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ④ 宿泊のキャンセルは前日の17時までにお願いします。17時以降の連絡はキャンセル料が発生します。
- ⑤ サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し、協議します。

## 6 看護小規模多機能型居宅介護計画について

事業所は、利用者の状態や必要に応じて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で看護小規模多機能型介護計画を定め、また、その状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載して、利用者に説明の上、交付します。

## 7 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）管理者：伊東 希実枝（いとう きみえ）

受付時間：8:30～17:30 月～金（12/30～1/3 を除く）

電話番号：048-251-0167

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

川口市介護保険課 048-259-7293

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

## 8 運営推進会議の設置

当事業所は、看護小規模多機能型居宅介護などの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等について評価、希望、助言を受け止めるため、運営推進会議を設置しています。

### 【運営推進会議】

構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括センター職員、看護小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者等

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

提供するサービスの自己評価について：

年度終わりの運営推進会議内で自己評価の開示・意見交換をおこない、評価結果はケアホームかがやき内に開示します。

## 9 協力医療機関

当事業所は、各利用者の主治医との連携を基本とします。また、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

### 【協力医療機関】

#### ●さいわい診療所

住所 埼玉県川口市西青木 5-1-40 電話番号 048-251-6002

#### ●生協歯科

住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和 6-16-1 電話番号 048-810-6100

### 【協力介護施設】

#### ●介護老人保健施設みぬま

住所 埼玉県川口市木曽呂 1347 電話番号 048-294-9222

## 10 事故発生時の対応方法について

職員教育やリスクマネジメントにより事故の防止に努めます。それにもかかわらず、サービスの提供により、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり、迅速かつ適切な対応により、円滑・円満な解決に努めます。

- (1) 速やかに主治医・家族等・および市町村の担当部署に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所の責めに帰す事由により、利用者の心身・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を補償します。そのために介護事業損害賠償保険に加入しています。
- (3) 事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- (4) 看護師が受診を必要と判断した場合、受診に行かれる際は必ず、家族が受診の対応をお願いします。原則職員は受診に同行できません。

## 11 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用途にしたがって利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 利用料金の滞納（2ヶ月分、口座振替が出来なかった場合）は、事業者または事業所の運営に支障を与える行為とみなし、契約を解除する場合があります。

## 12 禁止行為

職員に対して、利用者・家族等から以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、契約解除になることもあります。

- (1) 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為  
(たたく、ひっかく、つねる、かみつく、物を投げる、唾を吐く、蹴るなど)
- (2) 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為  
(威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求するなど)
- (3) セクシャルハラスメント：意に沿わない性的な誘いがけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為  
(必要もなく手や腕などを触る、抱きつく、卑猥な言動を繰り返すなど)
- (4) ストーカー行為：つきまとい行為  
(自宅の住所や電話番号を聞く、待ち伏せをするなど)
- (5) その他、サービスの提供を困難にする行為

## 13 非常災害対策

災害時の対応 消防法による消防計画に基づき利用者の避難、誘導等、適切な処置を講ずる。

防災設備 スプリンクラー設備 消火器：3個 火災報知器：各部屋1機ずつ設置

防災訓練 防火責任者を置き、消防計画に基づいた点検を日常的に行い記録する。

防火管理者 管理責任者

## 14 災害時の対応

大規模な自然災害・パンデミックが発生した場合、予定されているサービスができなくなる場合があります。その場合は事業所よりお知らせ、ご相談いたします。

## 15 虐待の防止のための措置

人権の擁護、虐待防止等の観点から虐待発生又はその再発を防止するため以下について取り組みます。

- (1) 成年後見制度の利用支援
- (2) 職員に対し職務に携わる専門的な資質の向上を図り、虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施します。
- (3) 虐待を発見した場合は、通報義務に従い速やかに担当の地域包括支援センターや市町村に通報し、必要な措置を講じます。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 伊東希実枝
-------------	-----------

- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (6) 虐待防止のための指針の整備をしています。

## 16 身体拘束等の禁止について

職員は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 18 秘密保持

職員は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと、それは雇用関係消失後も同様であることを書面で誓約しています。

## 19 個人情報の利用目的と取り扱い

- (1) 利用者の個人情報は、以下のようの場合に使用します。
  - ① 介護サービス・介護予防サービスの提供を受けるにあたって、事業所と居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センターまたはその委託を受けた介護支援専門員）との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状況、家族の状況を把握するために必要な場合。
  - ② 上記①のほか、居宅介護事業所の介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センターまたは委託を受けた介護支援専門員）または介護サービスおよび介護予防サービス事業所との連携調整のために必要な場合。

- ③ 現に介護サービス・介護予防サービスの提供を受けている場合で、体調等の変化及び  
けが等で医療機関を受診した際、医師・看護職員等に説明する場合。
- (2) 利用者の個人情報を提供する事業所は、以下のとおりです。
- ① 居宅サービス計画および介護予防サービス計画に掲載されている介護サービス・介護  
予防サービス事業所。
- ② 医療機関（体調等の変化およびけが等で診療することとなった場合。）
- (3) 利用者の個人情報を使用する期間は、以下のとおりです。  
当事業所よりサービスの提供を受けている期間
- (4) 利用者の固辞な情報を使用する条件は、以下のとおりです。
- ① 個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供  
に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、別紙の「医療生協さいたま個人情報保護方針」により  
説明いたします。

## 20 第三者評価の実施 無

年 月 日

事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈 法人名称 〉 医療生協さいたま生活協同組合  
〈 所 在 地 〉 埼玉県川口市木曽呂 1317  
〈 事業所名 〉 ケアホームかがやき  
〈 所 在 地 〉 埼玉県川口市西青木 5-1-40  
( 介護保険事業所番号 11090201168 )

利用者は、本書面により、事業所から看護小規模多機能型居宅介護についての重要な事項の説明を受け、了承しました。説明を受けた事項について署名の上、同意いたします。

〈利 用 者〉

住所

氏名

〈代 筆 者〉

氏名

〈身元引受人〉

住所

氏名

(利用者との続柄 )

〈連帶保証人〉

住所

氏名

(利用者との続柄 )

極度額 30万円

# 看護小規模多機能型居宅介護 利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下、利用者という）と医療生協さいたま生活協同組合は、看護小規模多機能型居宅介護ケアホームかがやき（以下、事業所という）が利用者に対して行う看護小規模多機能型居宅介護について次の通り契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業所は、利用者に対し、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅又はサービス拠点に通い、若しくは短期間宿泊し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び看護のサービスを提供します。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の2日前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。
- 4 ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

## 第3条（居宅サービス計画の作成・変更等）

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の作成変更に際しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第33号）第13条各号に掲げる具体的な取組方針に沿って行います。
- 3 事業所は、利用者が他の介護保険サービスの利用を希望する場合その他、利用者から申出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

## 第4条（看護小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 2 看護小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービ

ス内容等を記載します。

- 3 事業者の介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4 利用者は、事業所に対し、いつでも看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するよう申し出ることができます。
- 5 事業所の介護支援専門員は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する看護小規模多機能型居宅介護の契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うよう計画を変更します。
- 6 事業所の介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し又は変更した際には、利用者及び利用者の家族に対し、その内容を説明します。
- 7 提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

## 第5条（看護小規模多機能型居宅介護の基本内容）

- 1 事業所は、利用者の居宅における生活を支えるために、①通い、②泊まり、③訪問介護、④訪問看護、⑤その他電話連絡による見守り等を行う等、適切なサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護を提供します。
- 2 事業所が提供する看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 事業所が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

## 第6条（看護小規模多機能型居宅介護の提供記録）

1. 記録用紙については、利用者または家族からの申し出があった場合に交付またはその他適切な方法により提供します。
2. 事業者は利用者に対するサービス提供記録を整備し、この契約の終了5年間保存します。
3. 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。

## 第7条（利用料等）

- 1 事業所が提供する看護小規模多機能型居宅介護の利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙「利用契約書別紙」に記載したとおりです。
- 2 事業所から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は、事業所に対し、原則として、保険者の定める利用者負担の割合の額とします。
- 3 事業所から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、利用者は、事業所に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 事業所は、利用者に対し、毎月翌月27日までに、当月のサービスの内容、利用料等を記載

した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

請求書には、利用者が利用した看護小規模多機能型居宅介護の利用回数、利用の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を表示します。利用者は、事業所に対し、当月の利用料を、毎月翌月 27 日までに引き落とし・その他の方法で支払います。

- 5 事業所は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。

領収証には、事業所が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

## 第8条 (利用料金の変更)

- 1 事業所は、利用者に対して、一ヵ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を変更することができます。
- 2 料金を変更する場合、料金表を示し、利用者に説明をおこない、利用者の同意を得ます。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条 (サービス中止)

- 1 介護保険の対象になるサービスについての利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの回数を変更された場合も、1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、当日8時半以降に連絡された場合は、食事代（別紙）をいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 2 宿泊のキャンセルは前日の17時までにお願いします。17時以降の連絡はキャンセル料が発生します。

## 第10条 (契約の終了)

- 1 次の事由に該当する場合には、この契約は自動的に終了します。
  - (1) 利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定されたとき。
  - (2) 利用者が死亡したとき。
  - (3) 利用者が、介護保険施設へ入所したとき。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - (2) 事業所が守秘義務に違反した場合
  - (3) 事業所が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - (4) 事業所が破産した場合
- 3 次の事由に該当する場合は、事業所は文書で通知することにより、この契約を解約するこ

とができます。

- (1) 事業所の移転、人員不足などにより、利用者に対するサービス提供が著しく困難である場合
- (2) 利用者・家族等が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- (3) 利用者の入院もしくは病気などにより 3 カ月以上サービスが利用できない状態が明らかになった場合
- (4) 利用者・家族等から次のような禁止行為があつた場合
  - ・職員等に心身に危害を及ぼす行為  
(例) 暴言、暴力または乱暴な行為、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント
  - ・事業者または事業所の運営に支障を与える行為
  - ・利用料の滞納：2 ケ月分引き落としができなかつた場合
  - ・その他、サービスの提供を困難にする行為
- (5) 利用者またはその家族などが事業所や職員または他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行つた場合

## 第11条（秘密保持）

- 1 事業所及び職員は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業所は、利用者、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において関係する事業者、救急車出動を要請する消防本部情報司令課への利用者、当該家族の個人情報を用いません。

3

## 第12条（事故発生時の対応方法について）

職員教育やリスクマネジメントにより事故の防止に努めます。それにもかかわらず、サービスの提供により、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり、迅速かつ適切な対応により、円滑・円満な解決に努めます。

- 1 速やかに主治医・家族等・および市町村の担当部署に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業所の責めに帰す事由により、利用者の心身・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を補償します。そのために介護事業損害賠償保険に加入しています。
- 3 事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- 4 看護師が受診を必要と判断した場合、受診に行かれる際は必ず、家族が受診の対応をお願いします。原則職員は受診に同行できません。

## **第13条 (緊急時の対応)**

- 1 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。
- 2 別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関又は主治の医師と連絡を取り、必要な措置を講じます。

## **第14条 (身分証携行義務)**

事業所の職員のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## **第15条 (居宅サービス事業者等との連携)**

- 1 事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
- 3 事業所は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了にあたり、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## **第16条 (苦情処理)**

利用者又は利用者の家族は、提供された看護小規模多機能型居宅介護に苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の利用者相談窓口に苦情を申し立てることができます。

## **第17条 (契約外事項)**

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者家族、及び事業所の協議により定めます。

## **第18条 (合意管轄)**

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを利用者及び事業所は予め合意します。

以上のとおり契約が成立したことを証するために本契約書を2通作成し、利用者及び事業所は、各自1通ずつ保有することとします。

また、サービス担当者会議または体調変化やけが等で救急車出動の要請、医療機関を受診する際の医師、看護職員等への情報提供などにおいて、サービスを提供する上で必要な利用者、当該家族の個人情報が用いられることに同意いたします。

年                  月                  日                 

事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の利用契約にあたり、本書面により契約に関する事項を説明しました。利用者の同意のうえ契約いたします。

〈事業所〉

事業所 ケアホームかがやき  
所在地 埼玉県川口市西青木 5-1-40  
連絡先 048-251-0167 FAX 048-251-0307

利用者は、本書面により、事業所から看護小規模多機能型居宅介護の契約に関する事項の説明を受け、その内容に同意し契約いたします。説明を受けた事項について署名の上、同意いたします。

〈利用者〉

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

〈代筆者〉

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者との続柄 )

利用者の個人情報の利用目的・取り扱いについて本書面により説明を受け、その内容に同意いたします。

〈利用者〉

氏名 \_\_\_\_\_

〈代筆者〉

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者との続柄 )

利用者家族の個人情報の利用目的・取り扱いについて本書面により説明を受け、その内容に同意いたします。

〈家族代表〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者との続柄 )

# 看護小規模多機能型居宅介護 利用契約書別紙

<2025年7月1日現在>

## 1 基本サービス費

通い、泊まり（介護費用分）、訪問介護、訪問看護すべて含んだ一ヶ月の単位の包括費用の額利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。）

	介護給付費		一割負担（一ヶ月定額）	二割負担（一ヶ月定額）	三割負担（一ヶ月定額）
要介護 1	12,447 単位	131,315円	13,132 円	26,263 円	39,395 円
要介護 2	17,415 単位	183,728円	18,373 円	36,746 円	55,119 円
要介護 3	24,481 単位	258,274円	25,828 円	51,655 円	77,483 円
要介護 4	27,766 単位	292,931円	29,294 円	58,587 円	87,880 円
要介護 5	31,408 単位	331,354円	33,136 円	66,271 円	99,407 円

厚生労働大臣が定める1単位の単価 川口市 1単位 10.55円

※1ヶ月ごとの包括料金となります、契約者の心身の状態の変化などにより看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引、または増額はいたしません。

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払していただきます。なお、この場合の（登録日）および（登録終了日）とは、以下の日を指します。

**登録日**：利用者が当事業所と契約を結んだ日ではなく、通い、泊まり、訪問介護、訪問看護のいずれかのサービスを最初に利用開始した日

**登録終了日**：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合にはご相談ください。

※利用者に提供する食事および宿泊等に係る費用は別途請求致します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額

を変更します。

## 2 各種加算・減算

加算	単位数	自己負担額（1割）
初期加算	30 単位	32 円/1日
認知症加算（Ⅲ）	760 単位	802 円/月
認知症加算（Ⅳ）	460 単位	486 円/月
退院時共同指導加算	600 単位	633 円/月
緊急時対応加算	774 単位	817 円/月
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位	528 円/月
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位	264 円/月
ターミナルケア加算	2500 単位	2,638 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 単位	792 円/月
訪問体制強化加算	1000 単位	1,055 円/月
看護体制強化加算（Ⅰ）	3000 単位	3,165 円/月
看護体制強化加算（Ⅱ）	2500 単位	2,638 円/月
総合マネジメント加算（Ⅰ）	1200 単位	1,266 円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 単位	4 円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位	14 円/月
排泄支援加算（Ⅰ）	10 単位	11 円/月
排泄支援加算（Ⅱ）	15 単位	16 円/月
排泄支援加算（Ⅲ）	20 単位	22 円/月
栄養アセスメント加算	50 単位/月	53 円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位/月	106 円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/月	11 円/月
科学的介護推進体制加算	40 単位	43 円/月

減算	単位数	自己負担額
訪問看護体制減算 要介護 1～3	▲925 単位	976 円/月
訪問看護体制減算 要介護 4	▲1850 単位	1,952 円/月
訪問看護体制減算 要介護 5	▲2914 単位	3,075 円/月
末期悪性腫瘍等に係る減算 要介護 1～3	▲925 単位	976 円/月
末期悪性腫瘍等に係る減算 要介護 4	▲1850 単位	1,952 円/月
末期悪性腫瘍等に係る減算 要介護 5	▲2914 単位	3,075 円/月
特別指示に係る減算 要介護 1～3	▲30 単位	32 円/日
特別指示に係る減算 要介護 4	▲60 単位	64 円/日
特別指示に係る減算 要介護 5	▲95 単位	101 円/日
業務計画未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数	

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数

【介護職員処遇改善加算】（区分支給限度基準額の算定に含まれません。）

#### 介護職員処遇改善加算（I）

経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、賃金等の更なる処遇改善を実施

している事業所に、1ヶ月の総単位数(各種加算を含む)に対して 14.9%が加算されます。

### 3 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

#### 【サービスの概要と利用料金】

食事代	朝食	昼食・おやつ	夕食	
	500 円	650 円	600 円	
宿泊代	3,500 円 (1 泊)			
電気使用量	50 円 (1 品 1 日) ※持ち込みの場合			
オムツ代	紙オムツ L 125 円	紙オムツ M 115 円	リハビリパンツ 155 円	尿取りパット 20 円

#### その他の実費利用料

- ・ レクリエーション費（個人を対象にした必要経費）、材料費、交通費、入場料等
- ・ 医療品費（個人が使用するもの）
- ・ 賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費
- ・ 個人記録の複写にかかる費用
- ・ その他上記以外の個人のために供する物品
- ・ 宿泊キャンセル料金 3,000 円
- ・ ご遺体の処置料 15,000 円（税別）

年 月 日

事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の利用契約にあたり、本書面により契約に関する事項を説明しました。利用者の同意のうえ契約いたします。

〈 法人名称 〉 医療生協さいたま生活協同組合  
 〈 所 在 地 〉 埼玉県川口市木曽呂 1317

〈 事業所名 〉 ケアホームかがやき  
 〈 所 在 地 〉 埼玉県川口市西青木 5-1-40  
 ( 介護保険事業所番号 1190201168 )

上記の説明を受け、了承しました。説明を受けた事項について署名の上、同意いたします。

〈利 用 者〉

氏名

〈代 筆 者〉

氏名

(利用者との続柄

)